

久慈市立各小・中学校長 様

久慈市教育委員会教育長

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について

このことについて、別添（写）のとおり岩手県教育委員会事務局保健体育課総括課長を通じて文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

つきましては、下記の内容について了知いただきますとともに、改正の趣旨、概要及び通知記載の留意事項を踏まえた適切な対応をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

令和 5 年 4 月 28 日に公布され、同年 5 月 8 日から施行される感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 74 号）によって、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の位置付けが変更されることを踏まえ、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号。以下「施行規則」という。）に規定する学校において予防すべき感染症の種類等について所要の改正を行うこととすること

2 改正の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症の第二種の感染症への追加（第 18 条第 1 項第 2 号関係）

改正前	改正後
感染症法第 6 条第 7 項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」として、施行規則第 18 条第 2 項の規定により、第一種の感染症とみなす	第二種の感染症に、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）を加えたこと

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準の設定（第 19 条第 2 号関係）

改正前	改正後
治癒するまで	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで

(3) 施行期日（附則関係）

改正省令は、令和 5 年 5 月 8 日から施行することとしたこと